

# 「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」 の有効期限は7月31日までです

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

「限度額適用認定証」等の有効期間は、申請月の1日から7月31日までです。自動的に更新されませんので、8月1日以降も必要な場合は、再度申請が必要です。

## ○申請に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証（75歳以上の方は後期高齢者医療被保険証）
- ・個人番号カード（または、通知カードと本人確認書類）
- ・印鑑  
※窓口に来庁する方が別世帯の代理人である場合は、委任状と、代理人の本人確認書類が必要です。  
※本人確認書類……運転免許証、パスポート等顔写真がついた書類

## ○注意事項

- ・原則として、国民健康保険料に未納がある世帯は交付されない場合があります。
- ・世帯員の異動や所得に変更があった場合は、認定証の適用区分が変更になる場合があります。

## ●入院時や医療費が高額になりそうなときは「限度額適用認定証」をご利用ください

医療機関等の窓口で被保険者証と一緒に「限度額適用認定証」を提示すると、医療機関別の1ヶ月の窓口支払いが自己負担額までとなります。自己負担限度額に含まれるのは保険診療に係る医療費のみとなりますので、食事療養費やベッドの差額代などは別に費用がかかります。

※非課税世帯の方は医療費の限度額適用に加え、入院時の食事代が減額となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付が受けられます。

## 70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者および後期高齢者医療の被保険者のみなさま ご自分の自己負担限度額をご確認ください

1カ月に医療機関での支払いが高額になる可能性がある方は、必ず役場窓口で「限度額適用認定証」の交付を申請してください。なお、住民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。



### ■診療の自己負担限度額(月額)

所得区分		自己負担限度額(月額)	
		外来(個人単位)	外来 + 入院(世帯単位)
現役並みⅢ(国保) 現役Ⅲ(後期)	課税所得 690万円以上の方	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 〈多数回 140,100円(※2)〉	
現役並みⅡ(国保) 現役Ⅱ(後期)	課税所得 380万円以上の方	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 〈多数回 93,000円(※2)〉	
現役並みⅠ(国保) 現役Ⅰ(後期)	課税所得 145万円以上の方	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 〈多数回 44,400円(※2)〉	
一 般	課税所得(※1) 145万円未満の方	18,000円 144,000円/年間上限	57,600円 〈多数回 44,400円(※2)〉
低所得Ⅱ(国保) 区 分Ⅱ(後期)	住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ(国保) 区 分Ⅰ(後期)	住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円

「限度額適用標準負担額減額認定証」が  
申請可能です  
(申請窓口…役場1階②番窓口)

(※1) 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は、383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

(※2) 過去12カ月以内に3回以上上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。